

## OECD デジタル経済政策委員会 (CDEP) 閣僚会合 結果報告

令和 4 年 12 月 21 日  
個人情報保護委員会

令和 4 年 12 月 14 日 (水) 及び 15 日 (木) の 2 日間、OECD デジタル経済政策委員会 (CDEP) (※ 1) 閣僚会合 (※ 2) (於: スペイン・グランカナリア) に、大島委員及び事務局職員が参加した。

(※ 1) OECD 内に設置された委員会で、プライバシーガイドライン (昭和 55 年 (1980 年) (平成 25 年 (2013 年) 改定)) を所管するデータガバナンス・プライバシー作業部会は本委員会の下部組織である。

(※ 2) 平成 10 年のカナダ・オタワでの開催以降、4 回目の開催。今回は、「信頼性のある、持続可能で、包摂的なデジタルの未来の構築による、長期的な復興及び経済成長の促進」をメインテーマに議論がおこなわれた。

1. 本閣僚会合において、信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT) を脅かす新たなリスクへの対応として当委員会が提案し、行われた議論の成果として、信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次原則に係る閣僚宣言が採択された。
2. 本会合において、大島委員が行った発言の概要は以下のとおり。

今日のグローバル経済において個人データの越境移転は不可欠なものであり、個人データの円滑な越境移転には信頼の確保が必要不可欠である。制限のないガバメントアクセスは、プライバシーを侵害するおそれがあるだけでなく、信頼を損なうことにより個人データの円滑な越境移転にとってもリスクとなるものである。このため、我が国は 2019 年 (令和元年) 11 月に OECD の場で制限のないガバメントアクセスを検討するよう提案した。

この度、信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次原則に係る閣僚宣言が採択されたことは、法の支配等の民主主義の根幹に関わる共通の価値を体現し、信頼できるデータの越境移転に不可欠な要素としての個人情報の保護を図るものとして極めて重要なことであると考えている。今後とも我が国は DFFT を推進するためにこれらの取組にも献身的に貢献して参りたい。
3. 信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次原則に係る閣僚宣言は資料 2-2、その仮訳は資料 2-3 のとおり。
4. 当該閣僚宣言は、OECD 加盟国での法執行・国家安全保障の目的のためのガバメントアクセスの原則を、OECD 加盟国の既存の法と実務から導き出された共通点として反映したものである。今後、高次原則が、OECD プライバシーガイドラインを補完し、ガバメントアクセスにかかる事実上の国際スタンダードとして機能することが期待される。

(以上)